

【iii 子育て世帯に対する臨時特例給付措置
支給業務室関係】

○ 子育て世帯臨時特例給付金について

1. 経緯

(1) 「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)

「消費税率引上げによる需要の過度の変動が景気の下振れリスクとならないよう…、子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を講ずる」とされ、子育て世帯臨時特例給付金(子育て世帯に対する臨時特例給付措置)の実施が盛り込まれた。

(2) 子育て世帯に対する臨時特例給付措置に関する関係閣僚打ち合わせ(平成25年12月6日)

「子育て世帯に対する臨時特例給付措置の具体化に向けての基本的考え方」が関係大臣の間で確認され、厚生労働大臣が、総務大臣及び財務大臣の協力を得て、具体化の作業を進めることとされた。

(3) 平成25年度補正予算(第1号)(平成26年2月6日成立)

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、総額1,271億円の給付措置(事務費を含めると、1,473億円)を行うこととされ、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行うこととされた。

2. 給付金の概要

(1) 名称

子育て世帯臨時特例給付金

(2) 趣旨

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するものである。また、児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金(簡素な給付措置)と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものである。

(3) 実施主体

市町村(特別区を含む。)が地域住民(公務員を含む。)に一元的に支

給。

(4) 支給対象者

(6)の基準日における平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないものを基本とする。

- ※1 基準日に生まれた児童については、平成26年2月分の児童手当(特例給付を含む。)の受給者。
- ※2 基準日以後に死亡した場合には、配偶者等に支給。
- ※3 児童手当と同様、支給対象者がDV加害者である場合は、児童を同伴するDV被害者(配偶者)に支給。
- ※4 施設入所等児童については、児童本人に支給。

(5) 対象児童

(4)の支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)の対象となる児童を基本とする。

- ※1 基準日に生まれた児童も対象に含める。
- ※2 基準日より後に生まれた児童や基準日以後に死亡した児童は対象外。
- ※3 基準日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合においても対象。

ただし、臨時福祉給付金の支給対象者(*1)及び生活保護の被保護者(*2)等は対象児童としない。

(*1)消費税率の引上げに伴う影響の緩和という点において、臨時福祉給付金と同様であることを考慮して、対象外としている。

<臨時福祉給付金の対象者>

市町村民税(均等割)が課税されていない者から、以下の者を除いたもの。

- ・市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等
- ・生活保護制度内で対応される被保護者等

(*2)生活保護の被保護者については、平成26年4月に消費増税による負担増の影響分を織り込んで生活扶助基準の改定を行うことを想定しているため、対象外としている。

(6) 基準日

平成26年1月1日(臨時福祉給付金の基準日と同日)

(7) 給付額

(5)の対象児童1人につき10,000円

(8) 費用

全額国庫負担 (10/10)

※ 実施にかかる事務費についても、全額国庫負担

3. 予算の概要と今後の手続き

- 子育て世帯臨時特例給付金については、給付費及び事務費について、共に全額国庫負担（補助率10分の10）としている。
 - ※ 国における地方公共団体等向け補助金の各予算科目の内訳は下記のとおり
 - (項) 臨時福祉給付金等給付事業助成費
 - (目) 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金 1,271 億円
 - (目) 子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金 200 億円

- 事務費の対象経費については、給付事務費補助金の交付決定前に執行した経費であっても、「好循環実現のための経済対策」を受けて開始された当該給付金の事務に係るものであれば、給付事務費補助金の対象として差し支えないものである。
 - ※ただし、平成25年度の補助金申請にて手続きが必要。
 - ※また、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の支給事業の連携に係る経費（例えば、両給付金のコールセンターや審査事務を一本化）については、合理的な算出方法でそれぞれの経費を按分。

- 平成25年度内の補助金の主な事務手続等は以下のとおり予定しており、今月21日までに交付申請をしていただいたところであり、現在、交付決定に向けて鋭意作業を進めているところ。
 - <平成25年度>
 - 3月～
 - ・ 交付決定（国⇒地方公共団体）
 - ・ 概算交付（国⇒地方公共団体）
 - ・ 繰越（翌債）手続（都道府県）
 - ※平成26年度においては、再度交付要綱を発出のうえ、補助金の事務手続等を行う予定。

[子育て世帯に対する臨時特例給付措置
支給業務室：関連資料]

子育て世帯臨時特例給付金について

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行うもの。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものである。

(1) 名称

子育て世帯臨時特例給付金

(2) 実施主体

市町村（特別区を含む。）

(3) 支給対象者

基準日における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。

(4) 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。

- ※1 基準日に生まれた児童も対象に含める。
- ※2 基準日より後に生まれ生まれた児童や基準日以後に死亡した児童は対象外。
- ※3 基準日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合においても対象。

ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者及び生活保護の被保護者等は除く。

(5) 基準日

平成26年1月1日（臨時福祉給付金と同日）

(6) 給付額

対象児童一人につき1万円

(7) 費用

全額国库負担（10/10）

※ 実施にかかる事務費についても、全額国库負担

「好循環実現のための経済対策」(抄)

(平成25年12月5日閣議決定)

第2章 具体的施策

IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和

消費税率引上げによる需要の過度の変動が景気の下振れリスクとならないよう、経済政策パッケージに基づき駆け込み需要とその反動減等に対応した給付措置及び低所得者への影響を緩和するための給付措置を講ずるとともに、子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を講ずる。

(略)

- ・簡素な給付措置(臨時福祉給付金(仮称)) (厚生労働省)
- ・子育て世帯に対する臨時特例給付措置

子育て世帯臨時特例給付金（対象者）

支給対象者

○ 基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。

- ※1 基準日に生まれた児童については、平成26年2月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者。
- ※2 基準日以後に死亡した場合には、配偶者等に支給。
- ※3 児童手当と同様、支給対象者がDV被害者である場合は、児童を同伴するDV被害者（配偶者）に支給。
- ※4 施設入所等児童については、児童本人に支給。

対象児童

○ 支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。

- ※1 基準日に生まれた児童も対象に含める。
- ※2 基準日より後に生まれた児童や基準日以後に死亡した児童は対象外。
- ※3 基準日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合においても対象。

ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者（*1）及び生活保護の被保護者（*2）等は除く。

（*1）消費税率の引上げに伴う影響の緩和という点において、臨時福祉給付金と同様であることを考慮して、対象外としている。

<臨時福祉給付金の対象者>

- 市町村民税（均等割）が課税されていない者から、以下の者を除いたもの。
- ・ 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
- ・ 生活保護制度内で対応される被保護者等

（*2）生活保護の被保護者については、平成26年4月に消費増税による負担増の影響分を織り込んで生活扶助基準の改定を行うことを想定しているため、対象外としている。

子育て世帯臨時特例給付金（給付額）

金額

- 対象児童一人当たり1万円。

考え方

- 消費税率引上げに際し子育て世帯への影響を緩和する等の観点から実施するものであり、臨時福祉給付金の給付額を参考に、対象児童一人当たり1万円としたもの。

支給回数

- 今回の給付措置は、臨時特例的に行うものであり、1回限りで支給する。

子育て世帯臨時特例給付金（支給手続）

支給手続

- 支給対象者は、原則として、基準日（平成26年1月1日）時点の住所地の市町村（特別区を含む。）に対して、支給の申請を行う。
- 申請を受け付けた市町村は、児童手当の受給状況、前年の所得、臨時福祉給付金の受給資格等について審査の上、支給対象者に対して支給を行う。
- * 基準日より後に転居をした場合であっても、転入先ではなく、1月1日時点の住所地の市町村が支給を行う。
- * 市町村が地域住民（公務員を含む。）に一元的に支給。
 - ※ 子育て世帯臨時特例給付金は、児童手当の上乗せではなく、子育て世帯への消費税の影響緩和等の観点から支給するもの。
 - ※ 市町村における円滑な事務実施のため、公務員については、例えば以下のような措置を実施。
 - ・支給対象者を容易に判断できるよう、平成26年1月分の児童手当受給者である旨の証明書を所属庁が発行。
 - ・公務員用の全国統一の申請書様式を配布し、申請者が上記の証明書を添付して申請。
 - ・公務員への申請勧奨は、一義的に各所属庁において実施し、申請漏れが生じないよう徹底。

子育て世帯臨時特例給付金（その他）

経費

- 子育て世帯臨時特例給付金に要する経費については、平成25年度補正予算案に1,473億円を計上している。

（内訳）

- ・ 給付費 1,271億円
- ・ 事務費 202億円（うち、地方公共団体分 200億円）

スケジュール等

- 支給時期については、各自治体において、準備が整い次第支給する。
 - * 消費税率引上げの影響を緩和する等の趣旨に鑑み、臨時福祉給付金の支給スケジュールを踏まえつつ、支給する。

「子育て世帯臨時特例給付金」のご案内

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

この給付金を受け取るには、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請が必要になります。

対象となる方は、申請期間内に申請していただくようお願いします。

支給要件

■支給対象者

次のどちらの要件も満たす方

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※特例給付とは、児童1人当たり月額一律5,000円が支給されることをいいます。

※平成26年1月1日に生まれた児童について、平成26年2月分の児童手当・特例給付を受ける方を含みます。

[児童手当 所得制限限度額]

扶養親族等の数	所得制限限度額	(収入額の目安)
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

(注)

1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額(所得額ベース)は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

■対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、次の児童は対象外です。

- ・「臨時福祉給付金」の対象※となる場合

※市町村民税(均等割)が課税されていない方、または条例により市町村民税を免除された方
[市町村民税(均等割)が課税されている方の扶養親族を除く]

- ・生活保護制度の被保護者にあたる場合

<注意点>

- ・平成26年1月1日に生まれた児童については、平成26年2月分の児童手当・特例給付の対象となっていれば、対象児童に含まれます。
- ・上記の児童手当・特例給付の対象児童であれば、子育て世帯臨時特例給付金の申請・支給時に中学校を卒業している場合であっても、対象児童に含まれます。
- ・平成26年1月1日以後に亡くなられた児童は対象外です。

■支給額

対象児童1人につき**10,000円**

申請方法

申請方法は次のとおりです。

- **申請先** : ●●市役所●●課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口
平成26年1月1日時点で住民票が●●市にある方が対象です。
※例えば平成26年1月2日より後に●●市へ転入してきた方は、平成26年1月1日時点で住民票がある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。
- **申請期間** : 平成26年●月●日(●)～●月●日(●)
- **提出書類** : **申請書**
●●課でお渡し(郵送)します。

※受取方法に児童手当の振込口座と異なる口座を指定する場合は以下の書類が必要です。

本人確認書類 住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等

指定した口座が確認できる書類 金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

給付金の受取方法

児童手当の振込口座(または申請書に記載した指定口座)に入金されます。

※金融機関を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

ご注意

- ・原則として、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で●●市に住民票がない方の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- ・申請期間などは、各市区町村により異なります。
●●市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- ・「臨時福祉給付金」の対象となる場合は、別途、申請が必要です。

詳しくは、下記窓口にお尋ねください。

<問い合わせ先>

●●市役所●●課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口
担当：●●、●● 電話：000(000)0000(内線0000)
厚生労働省「子育て世帯臨時特例給付金」ダイヤル
電話：03-3595-3528

※平成26年5月以降にコールセンターを設置予定です。設置次第、電話番号等をご連絡します。